

令和6年度第2回

武蔵村山市行政改革推進委員会会議次第

日 時：令和7年3月14日（金）

午前10時から

場 所：市役所本庁舎3階301会議室

日 程	内 容
開 会	
報 告 事 項 1	令和6年度第1回行政改革推進委員会の会議結果について
報 告 事 項 2	武蔵村山市第七次行政改革大綱推進計画（令和6年度～令和7年度）について
議 題 1	令和6年度上半期における第七次行政改革大綱の推進状況について
議 題 2	その他
閉 会	

報告事項 1 令和6年度第1回行政改革推進委員会の会議結果について

○ 令和6年度第1回行政改革推進委員会の会議結果（概要）

会 議 名	令和6年度第1回武蔵村山市行政改革推進委員会
開 催 日 時	令和6年7月29日（月）午前10時4分から午前11時46分まで
開 催 場 所	市民会館（さくらホール）展示室
出席者及び 欠 席 者	出席者：比留間委員長、岩瀬委員、高橋委員 欠席者：小林副委員長、日向野委員 事務局：企画財政部長、企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任
議 題	1 令和5年度末における第七次行政改革大綱の推進状況について 2 その他
結 論	議題1：令和5年度末における第七次行政改革大綱の推進状況について 令和5年度末における第七次行政改革大綱の推進状況について、委員から意見をいただいたが、助言、勧告等はなかった。 議題2：その他 特になし。
そ の 他	委員の確認を経て、第1回会議の会議録を公開した。

報告事項 2 武蔵村山市第七次行政改革大綱推進計画（令和6年度～令和7年度） について

武蔵村山市第七次行政改革大綱（令和3年3月策定）を踏まえて、行政改革を具体的かつ計画的に推進するため、行政改革大綱推進計画を策定したものである。

参考 修正項目

【改革の柱①】時代の変化に対応した行政サービスの提供

項番	推進項目	内 容	推進計画		所管課	備考
2 1	基幹相談支援センターの設置の検討	障害の種別（身体、精神、知的）を問わず地域の実情に応じて権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着等の支援を行うなど、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関の設置を検討する。	R6 ＝ ⇒実施	R7	障害福祉課	達成基準を変更、実施時期を令和5年度から令和6年度に変更
			達成基準 検討結果報告書の提出 ⇒実施			
2 4	特定健康診査の受診勧奨	自らの健康リスクを把握し、生活習慣病の発症及び重症化を予防する契機となる特定健康診査の受診者を増やすため、受診勧奨を実施する。	R6 ＝ ⇒	R7 ＝ ⇒達成	健康推進課	達成基準を変更、実施時期を令和5年度から令和7年度に変更
			達成基準 国民健康保険被保険者（40歳以上75歳未満）の特定健康診査受診率60.0% ⇒国民健康保険被保険者（40歳以上75歳未満）の特定健康診査受診率54.0%			
2 5	特定保健指導の利用勧奨	特定健康診査の結果、生活習慣病の危険因子の数に応じて階層化された保健指導対象者に対し、生活習慣病の発症を予防するため、個々の生活習慣の改善に主眼を置いた保健指導の利用勧奨を実施する。	R6 ＝ ⇒	R7 ＝ ⇒達成	健康推進課	達成基準を変更、実施時期を令和5年度から令和7年度に変更
			達成基準 国民健康保険被保険者（40歳以上75歳未満）の特定保健指導実施率60.0% ⇒国民健康保険被保険者（40歳以上75歳未満）の特定保健指導実施率20.0%			
3 7	効果的な情報発信の拡充	YouTubeを活用した動画による広報や、LINE等の新たなSNSを活用した適時な広報など、効果的に情報を発信する方法を検討し、拡充する。	R6 ＝ ⇒実施	R7 ＝ ⇒	秘書広報課	
			達成基準 実施			

【改革の柱②】 将来を見据えた弾力的な行財政基盤の確立

項番	推進項目	内 容	推進計画		所管課	備考
4 2	新たな勤務意欲向上策の実施	職員の勤務意欲の向上を図るため、働き方改革を推進するとともに、人事考課制度の見直しや、管理職の期末・勤勉手当における勤勉手当の配分割合の引上げなど、新たな方策を検討し、実施する。	R6 ＝ ⇒－ 達成基準 実施	R7	職員課	令和4年度実施済
4 3	代替休暇制度の導入	職員の健康保持、業務能率の確保を図るため、ノー残業デーや時差勤務を継続するほか、月60時間超の時間外勤務を行った際に代替休暇を取得する制度を導入する。	R6 ＝ ⇒実施 達成基準 実施	R7	職員課	実施時期を令和5年度から令和6年度に変更
7 3	庶務事務システムの導入	職員の出退勤等の管理に係る事務の効率化を図るため、タイムカード及び紙台帳による管理を廃止し、データで管理するための庶務事務システムを導入する。	R6 ＝ ⇒検討 達成基準 実施	R7 ＝ ⇒実施	職員課	実施時期を令和5年度から令和7年度に変更
7 4	テレワークの導入	ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、生産性の向上を含めた多様な働き方を実現するため、テレワークを導入する。	R6 － ⇒実施 達成基準 実施	R7	職員課 デジタル推進課	実施時期を令和5年度から令和6年度に変更
7 8	事務手数料の見直し	受益者負担の適正化を図るため、証明書発行等に係る事務手数料について、事務手数料改定サイクルに基づき定期的に見直しを行う。	R6 実施 ⇒－ 達成基準 実施	R7	市民課 (関係各課)	令和5年度実施済
8 2	給食費収納対策の推進	市民負担の公平性の確保、サービス水準の維持等を図る観点から、有効な収納対策を実施し、給食費収納率の向上を図る。	R6 ＝ ⇒－ 達成基準 収納率98→99% (現年度分+滞納繰越分) ⇒－	R7 達成 ⇒－	学校給食課	達成基準及び実施時期を変更

議題 1 令和 6 年度上半期における第七次行政改革大綱の推進状況について

○ 令和 6 年度上半期における第七次行政改革大綱の推進状況

1 推進状況調査の実施

- (1) 調査依頼：令和 6 年 10 月 2 日（水）
- (2) 回答期限：令和 6 年 10 月 16 日（水）

2 推進状況調査の結果

別添「武蔵村山市第七次行政改革大綱 令和 6 年度上半期推進状況報告書」のとおり。

議題 2 その他

- 行政改革推進委員会と行財政運営懇談会の統合について
(経過)

行政改革大綱の実施状況について審議を所掌する「行政改革推進委員会」と行政改革大綱の策定に際し、行財政運営のあり方や行政改革の方策等の調査・検討を所掌する「行財政運営懇談会」の両附属機関等について、同一機関で大綱の策定のための調査・検討及び推進を実施することが効率的であり、また現行の行政改革大綱項目 6 5 に記載の附属機関等の整理・統合の観点からも、令和 7 年度に策定予定の次期行政改革大綱の策定に合わせ、当該機関の統合を行ったもの。

附属機関等の整理統合

○第七次行革大綱記載事項

項番 6 5	附属機関等の整理統合				
所管課	行政経営課（関係各課）				
取組内容	業務の効率化を図るため、所掌事項の類似する付属機関等について、整理統合を行う。				
達成基準	実施				
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
			検討	実施	

◆これまでの経過

令和 3 年度末時点で文化振興課にて「社会教育委員」と「公民館運営審議会」を「生涯学習審議会」に統合し、整理統合を実施していることから、令和 4 年度以降推進計画上は「継続」と表記している。

統合図

○第七次行政改革大綱策定時

【大綱の策定】

行財政運営懇談会

行財政運営のあり方や行政改革の方策等を調査・検討し、市長へ報告

行政改革本部

【大綱の推進】

大綱の実施状況について審議し、必要がある時は、市長に助言勧告

行政改革推進委員会

統合

○次期行政改革大綱策定時

【大綱の策定】

行政改革推進委員会

市長の諮問に応じ、行財政運営の在り方及び行政改革の方策に関することについて審議し答申する。

行政改革本部

【大綱の推進】

行財政運営及び行政改革に関する施策の推進に関し、市長に意見を述べる。

行政改革推進委員会

同一機関で実施

A series of horizontal blue dotted lines for writing notes.